



新年の始まりは、車を使用する機会が多くなることから、路面凍結によるスリップ事故や視界不良による接触事故などの危険が増えます。シートベルトは全席着用し、スピードダウンや早めのブレーキなど、冬道にあった運転を心掛けましょう。

また、1月はお酒を飲む機会が増える時期です。車を運転する場合は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断る、または、お酒を飲まない方（ハンドルキーパー）を決め、送迎を依頼しましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

令和5・6年度 別海町競争入札参加資格審査申請の受付について

本町と工事の請負、業務委託、物品の売買などの契約（受注）をする事業者は、競争入札参加資格審査申請を行い、資格者台帳に登録されている必要があります。

登録期間は、令和5年4月1日からの2年間となっており、令和5・6年度の資格登録の申請受付を次のとおり実施しています。期間外での資格審査申請の受け付けは行いませんので、期限までに忘れずに申請してください。

詳しくは、町ホームページまたは広報12月号をご確認ください。

■受付期限 1月31日(火)

町ホームページ検索キーワード

「建設工事」「設計等」部門については、本年度からインターネットを利用した「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」による申請となります。

入札参加資格  検索

問合せ／契約管財担当（内線2314・2316）

北方領土返還要求中央アピール行動が行われました



北方領土の返還を求める一致した国民世論の形成を図るため、12月1日から3日にかけて、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会が東京都で「北方領土返還要求中央アピール行動」を行いました。

本年度は、元島民や家族の方をはじめ約500人が日比谷公園から銀座までを行進した他、1市4町の首長が総理官邸で内閣総理大臣に北方参画の早期再開などを要請しました。

また、JR新宿駅西口地下広場では、北方領土に関するパネルの展示や地域の特産品のPRが行われました。

問合せ／企画振興担当（内線2213）

軽自動車ワンストップサービス「軽」を買ったら、軽自動車OSS

軽自動車OSSは「パソコンからインターネット」で「24時間365日」いつでも、検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。

1月から「新車購入時の軽自動車保有関係手続き」が対象になりました。

詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

- メリット
 - ・手続きのために、行政機関などの窓口に出向く必要がありません。
 - ・申請や申告、納付の各種手続きを順番どおりに一連の流れで行えます。
- 注意点
 - ・令和5年1月から軽自動車OSSの対象になるのは「新車購入時」の手続きのみです。検査申請、検査手数料、技術情報管理手数料、自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。
 - ・二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車はOSS申請の対象外です。

■地方税共同機構 <https://www.lta.go.jp/jidousya>

問合せ／課税担当（内線1111・1112）



地方税共同機構



過疎計画に係る固定資産税の課税免除について

令和4年4月1日付で本町が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）」の適用を受ける地域となったことに伴い、令和4年

9月に「別海町過疎地域持続的発展市町村計画（過疎計画）」を策定しました。

過疎計画において「産業の振興」の施策に位置付けられた、一定条件の業種について、固定資産税の課税免除が受けられます。減免には申請が必要となりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

■対象者

青色申告書を提出している個人または法人で、次の業種を行っている方

- ①製造業 ②旅館業（下宿業を除く）
- ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等

■対象となる資産

令和4年4月1日以降に取得した次の資産

- ①対象事業に供する家屋
- ②対象事業に供する償却資産
- ③①と②の資産に供する部分の土地

※上記以外にも、資本金や取得価格による要件があります。

■申請方法

町ホームページまたは役場税務課窓口で配布している、申請書と必要書類を提出してください。

■申請期限

1月31日(火)

■提出・問合せ先

別海町役場税務課課税担当
〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
TEL75-2111（内線1114）

町ホームページ
検索キーワード

固定資産税の減免

検索

町税徴収強化について

12月に送付した町税一斉催告書が届いたにもかかわらず、納税や相談がない場合には、財産調査を行い、滞納処分を行っています。

病気や失業など、やむを得ない事情で納付が困難な方は、生活上の収支状況の聞き取りを行った上で誓約を交わし、分納にて納めることもできますので、納付が困難な場合は必ずご相談ください。

また、年度末にかけて、滞納処分を強化していきますのでご承知ください。

「納期限を過ぎた時点で滞納扱いとなります」

本年度の 債権調査・差押件数

■債権の調査 392件
■債権の差押 26件
(令和4年11月末現在)

問合せ／収納対策担当
(内線1115・1116)

軽自動車の車検は「軽JNKS」で変わる

1月から市区町村が賦課徴収する軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになり、軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）による、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が不要になります。

ただし、納付直後など、納付データが都道府県や市区町村の税務システムに反映されていない場合などは、JNKS・軽JNKSで納付情報を確認できない場合もあります。

車検をお急ぎの場合は、これまで通り早めの納付をお願いします。

※JNKS（ジェンクス）は、自動車税納付確認システム（Jidoshazei Nofu Kakunin System）の略称です。

問合せ／課税担当（内線1111・1112）

